

# 千葉市市民緑地設置事業実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、市街地及びその縁辺部において、緑とオープンスペースを確保することにより良好な都市環境を形成し、及び市民が身近な自然と触れ合える憩いの場を提供するため、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第1項に規定する市民緑地（以下「市民緑地」という。）の設置及び維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 維持管理団体 市民緑地の維持管理を行う市民等によって構成された任意の団体で、市長が承認した団体をいう。
- (2) 維持管理責任者 維持管理団体が市民緑地の維持管理業務を行うときの作業責任者で、市長に届け出した者をいう。
- (3) 維持管理協定 市長、土地所有者及び維持管理団体の三者による市民緑地の維持管理に関する協定をいう。

## (市民緑地の設置基準)

第3条 市長は、市民の利用に供する緑地を確保するために、300平方メートル以上の一団の土地の区域であって、かつ、次の各号のいずれかに該当する土地に、当該土地所有者の同意を得て、市民緑地を設置することができる。

- (1) 緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例（昭和46年千葉市条例第21号）第4条第1項の規定により市長が指定した保存樹林の存する土地
  - (2) 千葉市市民の森設置事業実施要綱（昭和51年1月1日決裁）第2条第1項の規定により市長が設置した市民の森の存する土地
  - (3) 主として樹木により形成されている良好な自然環境を有した土地
  - (4) 前3号に定める土地に隣接し、市民緑地として利用し、又はその環境を保全する上で必要な土地
- 2 市長は、生産緑地地区内の土地等の区域、都市公園の区域に市民緑地を設置することができない。また、都市計画施設内の土地の区域に、原則として市民緑地を設置することはできない。
- 3 市長は、市民緑地を設置しようとする区域に地上権、賃借権その他の使用収益権が既に設定されているときは、市民緑地を設置することはできない。ただし、電線の設置に伴う地上権その他市民緑地の利用に支障のない権利が設定されているときは、この限りでない。
- 4 市長は、市民緑地を設置するときは、良好な生活環境を確保し、及び公共事業の計画等に配慮するものとする。

## (市民緑地契約の締結等)

第4条 市長は、前条第1項の規定により市民緑地を設置しようとするときは、土地所有者と都市緑地法第55条第1項に規定する市民緑地契約（以下「市民緑地契約」という。）を締結するものとする。

- 2 市民緑地契約の期間は、5年以上とする。
- 3 市民緑地契約は、民法（明治29年法律第89号）第593条に規定する使用貸借契約によるものとする。
- 4 土地所有者は、第1項に規定する市民緑地契約を同一の条件で期間を更新しないときは、当該市民緑地契約の期間が満了する6月前までに、契約を更新しない旨の申出をしなければならない。ただし、相続が発生した場合その他特に理由があると認める場合は、この限りでない。

## (市民緑地の公告)

第5条 市長は、第3条第1項の規定により市民緑地を設置し、又は第14条第1項の規定により市民緑地を廃止したときは、次の各号に掲げる事項について公告するものとする。

- (1) 市民緑地の名称
- (2) 市民緑地の区域
- (3) 市民緑地の管理期間又は廃止年月日
- (4) 市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設
- (5) その他市長が必要と認める事項

## (標識の設置)

第6条 市長は、第3条第1項の規定により市民緑地を設置したときは、市民緑地の区域である旨を明示す

る標識を当該市民緑地の区域内に設置するものとする。

2 前項の標識は、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 市民緑地の名称
- (2) 市民緑地の区域
- (3) 市民緑地の設置年月日
- (4) 市民緑地の維持管理団体の名称
- (5) その他市長が必要と認める事項  
(施設の設置)

第7条 市長は、市民緑地に植生及び景観を損なわないよう現況の地形その他の自然立地条件に配慮し、次の各号に掲げる施設で必要な施設を、予算の範囲内で設置するものとする。

- (1) 園路及び広場
- (2) 植栽、芝生、花壇、生垣等の修景施設
- (3) ベンチ、野外卓等の休養施設
- (4) 柵、標識等の管理施設
- (5) その他市長が必要と認める施設

2 市民緑地の施設は、安全上及び衛生上必要な構造を有するものとしなければならない。

(市民緑地の維持管理)

第8条 市長は、市民参加によるまちづくりの一層の推進を図るため、市民と協働で市民緑地の維持管理を行うものとする。この場合において、市長は、市民緑地の維持管理を維持管理団体に委託して行うことができる。

(維持管理業務の委託等)

第9条 市民緑地の維持管理の委託を受けようとする団体は、市民緑地維持管理団体承認申請書（様式第1号）により、市長に承認の申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該団体の構成、活動状況、維持管理に関する処理能力等を調査し、適当と認めたときは、当該団体を維持管理団体として承認し、当該市民緑地の維持管理業務の一部（以下「維持管理業務」という。）を委託するものとする。

3 維持管理団体が行う維持管理業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) おおむね月2回以上の市民緑地内の清掃、清掃後のごみの袋詰め及び回収場所までの運搬
- (2) おおむね年2回以上の市民緑地内の草刈り
- (3) 中低木の剪定及び簡易な病害虫の防除
- (4) 枯損木、倒木等の処理
- (5) 市民緑地内の施設の損壊等の連絡
- (6) その他緑地を良好な状態に維持管理をするために必要な行為

4 第2項の承認は、市民緑地維持管理団体承認書（様式第2号）を交付することによって行うものとする。

5 維持管理団体は、代表者及び維持管理責任者等の変更があったときは、市民緑地維持管理団体承認変更届（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

6 維持管理団体は、市長の指示に従って市民緑地の維持管理を行わなければならない。

(維持管理協定の締結等)

第10条 市長は、前条第2項の規定により市民緑地の維持管理を委託するときは、当該市民緑地の土地所有者及び維持管理団体と三者で維持管理協定を締結するものとする。

2 維持管理協定の期間は、原則として当該土地の市民緑地契約の期間とする。

3 維持管理協定の対象とする区域は、当該土地の市民緑地契約で定める区域と同一の区域とする。

(維持管理業務の報告等)

第11条 維持管理団体は、当該市民緑地の維持管理業務の実績及び現況等を、次の表に定めるところにより、市長に報告しなければならない。

区分	実施月	報告期限
上半期	4月から9月まで	9月30日
下半期	10月から翌年3月まで	3月31日

2 維持管理団体が、前項の規定により当該市民緑地の維持管理業務の実績及び現況等を報告しようとするときは、市民緑地維持管理実績報告書（様式第4号）及び市民緑地現況確認書（様式第5号）により報告

するものとする。

(維持管理団体への報償金の交付)

第12条 市長は、市民緑地が適正に管理されていると認めるときは、維持管理団体に対して、予算の範囲内で報償金を交付することができる。

2 前項に規定する報償金の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 1年当たりの報償金の額は、維持管理協定に規定する管理面積1平方メートルにつき40円を乗じて得た額とする。ただし、400,000円を限度とする。

(2) 年度途中で維持管理協定を締結し、又は解除したときの当該年度における報償金の額は、前号の規定により算出した額を12で除した数（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下「月額」という。）に当該年度における維持管理協定の期間の月数（1月未満の期間は、1月に切り上げる。）を乗じて得た額とする。

(3) 報償金の交付は、維持管理協定の期間にかかわらず、当該市民緑地の維持管理業務の実績によるものとする。

3 報償金は、当該年度分を次のとおり交付するものとする。

区分	期間	交付額	交付月
上半期	4月から9月まで	月額×左記の期間における維持管理の月数	10月
下半期	10月から翌年3月まで	(1月未満の期間は1月に切り上げる)	3月

(報償金の返還)

第13条 市長は、報償金の交付を受けた維持管理団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、すでに交付を受けた報償金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 偽り、その他不正の手段により、報償金の交付を受けたとき。

(2) 市民緑地の保存に必要な義務を著しく怠ったとき

(市民緑地契約の解除)

第14条 市長は、土地所有者から正当な事由による土地の返還の申出があり、かつ、それを適当と認めるときは、市民緑地契約を解除し、当該土地の部分に係る市民緑地を廃止するものとする。

2 前項の規定により市民緑地が廃止されたときは、当該土地の市民緑地契約の解除と同時に当該土地の部分に係る維持管理協定は効力を失うものとする。

3 市長は、第1項の規定により市民緑地を廃止したときは、当該土地の土地所有者及び維持管理団体に対して、市民緑地契約を解除し、市民緑地を廃止した旨を通知するものとする。

4 市長は、市民緑地契約を解除したときは、第6条第1項の規定により設置した標識及び第7条の規定により設置した施設を、速やかに撤去するものとし、原状の回復に努めなければならない。

5 土地所有者が第1項の規定により土地の返還を申し出て市民緑地を廃止しようとするときは、土地返還（全部・一部）申出書（様式第6号）により申し出るものとし、市長が第3項の規定により廃止を通知するときは、市民緑地（全部・一部）廃止通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(維持管理協定の解除)

第15条 市長は、維持管理団体が当該土地の維持管理業務を適正に行っていないと認めるとき、又は維持管理団体が正当な理由により維持管理協定に定める業務を継続しない旨を申請したときは、当該協定を解除できるものとする。

2 前項の申請は、市民緑地維持管理協定解除申請書（様式第8号）を提出することにより行うものとする。

3 市長は、前項の規定により維持管理協定を解除したときは、当該協定の相手方である土地所有者及び維持管理団体に対して、当該協定を解除した旨を市民緑地維持管理協定解除通知書（様式第9号）により通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定により土地所有者と維持管理団体との維持管理協定を解除した後、第9条第2項の規定により新たな維持管理団体を承認したときは、当該協定の期間の範囲内で当該土地所有者及び新たな維持管理団体と三者で維持管理協定を締結するものとする。

(市民緑地であることの証明)

第16条 市長は、市民緑地契約を締結した土地所有者から当該契約に係る土地が市民緑地である旨を証明するよう申出があったときは、当該事項を証明するものとする。

2 土地所有者は、前項の規定により証明を申し出るときは、市民緑地の用地として貸し付けられている土地に該当する旨の証明願（様式第10号）及び継続して貸し付けることに同意する旨の申出書（様式第11

号) により市長に申し出るものとする。

- 3 第1項の規定に基づく証明は、市民緑地の用地として貸し付けられている土地に該当する旨の証明書（様式第12号）及び継続して貸し付けることに同意する旨の申出書に受付印を押印したものにより行うものとする。

(市民緑地台帳)

第17条 市長は、市民緑地台帳を作成し、これを保管するものとする。

- 2 前項の市民緑地台帳は、調書及び図面をもって組成するものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、市民緑地の設置及び維持管理に関し必要な事項は、都市局長が別に定める。

(補則)

第19条 この要綱に定める第4条から第6条、第10条及び第14条から第16条を除き、市が所管している緑地で、市民緑地と同等の維持管理を行っているものについても準用するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 市民緑地維持管理団体承認申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者 住所 (法人その他の団体にあっては事務所又は事業所の所在地)

氏名 (法人その他の団体にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

(連絡先電子メールアドレス)

@

千葉市市民緑地設置事業実施要綱第9条第1項の規定に基づき、市民緑地維持管理団体の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

団体の名称			構成人員	人
市民緑地の名称	市民緑地			
市民緑地区域の地番	千葉市			
代表者	氏名			
	住所	〒		
	連絡先	電話番号	(電子メールアドレス)	@
総責任者	氏名			
	住所	〒		
	連絡先	電話番号	(電子メールアドレス)	@
当該団体の概要				
類似活動実績の有無	有	・ 無	実績内容	
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該市民緑地の区域の土地における登記事項証明書、公図の写し、位置図及び区域図(縮尺2, 500分の1以上)</li> <li>・当該団体の類似活動実績を証する書類(実績がある場合のみ)           &lt;法人の場合&gt;           <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該団体の登記事項証明書(法人でない社団又は財団である場合は、その代表者及び維持管理責任者の住民票の写し)、定款又は寄附行為</li> </ul> &lt;任意の団体の場合&gt;           <ul style="list-style-type: none"> <li>・会員名簿</li> </ul> </li> </ul>			
摘要(※記入不要)				

市民緑地維持管理団体承認書

年　月　日

団体名  
代表者　　様

千葉市長

印

下記市民緑地の維持管理を行う団体として承認します。

記

- |              |                 |
|--------------|-----------------|
| 1. 市民緑地名     | 市民緑地            |
| 2. 承認期間      | 年　月　日から　年　月　日まで |
| 3. 団体名       |                 |
| 4. 代表者氏名     |                 |
| 5. 維持管理責任者氏名 |                 |
| 6. 留意事項      |                 |
- (1) 市民緑地で作業を行う際は、作業責任者である維持管理責任者の立会いの下、怪我や事故がないよう安全管理を徹底してくださるようお願いします。
- (2) 市民緑地内で施設の損壊等、不審なことに気づいたときは、遅滞なく連絡をくださるようお願いします。
- (3) 市民緑地の維持管理業務の内容等については、当該市民緑地の維持管理に関する協定を、市・土地所有者・貴団体代表者の三者により別途締結することになりますので、当該協定を遵守してくださるようお願いします。

## 市民緑地維持管理団体承認変更届

年 月 日

(あて先) 千葉市長

届出者 住所 (法人その他の団体にあっては事務所又は事業所の所在地)

氏名 (法人その他の団体にあっては名称及び代表者の氏名)

(※)

(※) 法人の場合は、記名押印して下さい。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印して下さい。

電話番号

(連絡先電子メールアドレス)

@

千葉市市民緑地設置事業実施要綱第9条第5項の規定により、維持管理団体の内容に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

届出区分		<input type="checkbox"/> 代表者の変更 <input type="checkbox"/> 維持管理責任者の変更 <input type="checkbox"/> その他( )
代表者	氏名	
	住所	〒
維持管理者	連絡先	電話番号 (電子メールアドレス) @
	氏名	
	住所	〒
	連絡先	電話番号 (電子メールアドレス) @
その他届出事項		
摘要 (※記入不要)		

※ 代表者、維持管理責任者に変更があった場合には、変更箇所のみご記入ください。

## 年度上・下半期市民緑地維持管理実績報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

市民緑地名	市民緑地
団体名・構成人員	(人)
代表者住所	
代表者氏名	
代表者電話番号	
維持管理責任者氏名	

市民緑地の維持管理作業を実施したので、下記のとおり報告します。

月	日	天候	作業人員	作業内容	ゴミの種類				
					可燃	カン類	ビン類	不燃	粗大
月	日		人		袋	袋	袋	袋	
月	日		人		袋	袋	袋	袋	
月	日		人		袋	袋	袋	袋	
月	日		人		袋	袋	袋	袋	
月	日		人		袋	袋	袋	袋	
月	日		人		袋	袋	袋	袋	
月	日		人		袋	袋	袋	袋	
月	日		人		袋	袋	袋	袋	
月	日		人		袋	袋	袋	袋	
月	日		人		袋	袋	袋	袋	
月	日		人		袋	袋	袋	袋	
月	日		人		袋	袋	袋	袋	
月	日		人		袋	袋	袋	袋	
月	日		人		袋	袋	袋	袋	
月	日		人		袋	袋	袋	袋	
月	日		人		袋	袋	袋	袋	
月	日		人		袋	袋	袋	袋	
月	日		人		袋	袋	袋	袋	
月	日		人		袋	袋	袋	袋	

[その他報告事項]



## 年度上・下半期 市民緑地現況確認書

次の各問について、選択肢の中から該当するものに○を、また、カッコ内も該当があれば、記入をお願いします。なお、本確認書の内容は、維持管理責任者の方がお答えください。

## 問1. 当該市民緑地内の樹木の状態について

1. 繁茂 2. 良好 3. 樹勢が衰えている 4. 枯れ木、倒木等が目立つ  
5. 樹林の半分くらいが枯れや倒木、伐採等でなくなった

## 問2. 当該市民緑地区域内に設置した、ベンチや野外卓等の施設の管理状況について

1. 管理できており、修繕の必要がない。  
(該当する施設は )  
2. ほとんど管理できており、今回修繕して改善された。  
(該当する施設は )  
3. 十分に管理できておらず、修繕を試みたが、修復できない。  
(該当する設備は )  
4. ほとんど管理できておらず、手付かずのまま壊れている。  
(該当する設備は )  
5. その他 (具体的には )

## 問3. 問2で3、4と回答された方にお聞きします。十分に管理できていない理由について

問2の選択肢	該当する施設	主な理由
3. 修繕を試みたが、修復できない。 4. 手付かずのまま壊れている。	(例) 野外卓	損壊により、修繕不能のため。

## 問4. 市民緑地内で新たな維持管理の予定について

該当するもの	実施内容	実施時期(予定)
(例)注意看板	ペット放し飼い防止を呼びかけるため、区域内の出入口付近に3本立てる予定	年 月

## 問5. その他報告事項等がございましたら、お書きください。

以上、確認しました。

市民緑地名等 : \_\_\_\_\_ 市民緑地 ( \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>)団体名及び  
代表者氏名 : \_\_\_\_\_

維持管理責任者氏名 : \_\_\_\_\_

市民緑地土地返還（全部・一部）申出書

年　月　日

(あて先) 千葉市長

申出者 住所 (法人その他の団体にあっては事務所又は事業所の所在地)

氏名 (法人その他の団体にあっては名称及び代表者の氏名)

印

電話番号

(連絡先電子メールアドレス)

@

千葉市市民緑地設置事業実施要綱第14条第1項の規定により、市民緑地契約の（全部・一部）を解除し、市民緑地を廃止したいので、次のとおり申し出ます。

市民緑地の名称	市民緑地		
市民緑地の所在地 (対象となる土地の地番)	千葉市	返還面積等	m <sup>2</sup> ( 筆)
		契約期間	年　月　日～ 年　月　日
土地の返還を申し出る事由			
摘要 (※記入不要)			

市民緑地（全部・一部）廃止通知書

年　月　日

土地所有者  
団体名  
代表者

} 様

千葉市長

印

千葉市市民緑地設置事業実施要綱第14条第1項の規定により、市民緑地契約の（全部・一部）を解除し、市民緑地を廃止したので、通知します。

なお、市民緑地の廃止により、当該土地に係る市民緑地維持管理協定が同時に廃止されることを併せて通知します。

市民緑地の名称	市民緑地		
市民緑地の所在地 (対象となる土地の地番)	千葉市	解除面積等	m <sup>2</sup> ( 筆)
契約期間	年　月　日～ 年　月　日	協定期間	年　月　日～ 年　月　日
廃止の事由			

市民緑地維持管理協定解除申請書

年　月　日

(あて先) 千葉市長

申請者 住所 (法人その他の団体にあっては事務所又は事業所の所在地)

氏名 (法人その他の団体にあっては名称及び代表者の氏名)

(印)

電話番号

(連絡先電子メールアドレス)

@

千葉市市民緑地設置事業実施要綱第15条第1項の規定により、市民緑地維持管理協定を解除したいので、次のとおり申請します。

市民緑地の名称	市民緑地		
市民緑地の所在地 (対象となる土地の地番)	千葉市	解除面積等	m <sup>2</sup> ( 筆)
		協定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
解除の事由			
摘要 (※記入不要)			

市民緑地維持管理協定解除通知書

年　月　日

土地所有者  
団体名  
代表者

} 様

千葉市長

印

千葉市市民緑地設置事業実施要綱第15条第1項の規定により、市民緑地維持管理協定を解除したので、通知します。

市民緑地の名称	市民緑地		
市民緑地の所在地 (対象となる土地の地番)	千葉市	解除面積等	m <sup>2</sup> ( 筆)
		協定期間	年　月　日～ 年　月　日
解 除 の 事 由			

様式第10号

市民緑地の用地として貸し付けられている土地に該当する旨の証明願

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申出者 住所 (法人その他の団体にあっては事務所又は事業所の所在地)

氏名 (法人その他の団体にあっては名称及び代表者の氏名)

(※)

(※) 法人の場合は、記名押印して下さい。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印して下さい。

電話番号

(連絡先電子メールアドレス)

@

下記の土地が、都市緑地法運用指針（平成16年12月国土交通省都市・地域整備局制定）別紙4の市民緑地に該当することを証明願います。

記

土地の明細

番号	所在	地番	地目	地積

継続して貸し付けることに同意する旨の申出書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申出者 住所 (法人その他の団体にあっては事務所又は事業所の所在地)

氏名 (法人その他の団体にあっては名称及び代表者の氏名)

(印)

電話番号

(連絡先電子メールアドレス)

@

申出者 住所 (法人その他の団体にあっては事務所又は事業所の所在地)

氏名 (法人その他の団体にあっては名称及び代表者の氏名)

(印)

電話番号

(連絡先電子メールアドレス)

@

年 月 日に開始した(相続・贈与)に係る(被相続人　　・贈与者　　)と千葉市との間で  
締結された市民緑地契約により、市民緑地の用地として貸し付けられている下記の土地については、引き続  
き市民緑地として貸し付けることに同意いたします。

- 1 名 称 市民緑地
- 2 所在する地番 千葉市
- 3 所有権を有することとなった者

年 月 日

(あて先) 様

千葉市長

印

市民緑地の用地として貸し付けられている土地に該当する旨の証明書

下記の土地については、都市緑地法運用指針（平成16年12月国土交通省都市・地域整備局制定）別紙4の市民緑地に該当することを証明します。

記

土地の明細

番号	所在	地番	地目	地積

[ 標準規約 ]

市民緑地契約書（案）

土地所有者（以下「甲」という。）と千葉市（以下「乙」という。）は、都市緑地法第55条第1項の規定による市民緑地を設置するため、千葉市市民緑地設置事業実施要綱第4条第1項の規定により土地使用貸借による市民緑地契約を次のとおり締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸借物件及び使用目的）

第2条 甲は、その所有する次の土地（以下「当該土地」という。）を乙に無償で貸与するものとする。

所 在 地	地目	面積（m <sup>2</sup> ）	摘要
合計面積			

2 乙は、当該土地を市民緑地の土地として使用するものとする。

（契約期間）

第3条 当該土地の貸借期間は、年月日から年月日までの年間とする。ただし、当該期間の満了6月前までに甲から乙に契約の更新をしない旨の申出をしなかつた場合には、引き続き同一条件で契約を更新するものとする。

（更新拒絶の要件）

第4条 前条のただし書きの申出は、甲が土地の使用を必要とする事情その他正当な事由があると認められる場合でなければ、することができない。

（市民緑地の維持管理）

第5条 市民緑地を良好な状態に維持するため、乙は以下の業務を行うものとする。

(1) 市民緑地内に存する樹木の枝打ち、下草刈り、病害虫の防除その他樹木を良好な状態に保つために必要なこと。

(2) 市民緑地内の清掃その他市民緑地の清潔の保持に関する事。

(3) 市民緑地内に整備した施設の維持、修繕に関する事。

2 乙は、前項各号に規定する業務のうち必要と認める業務を、市民緑地の維持管理を行う市民等によって構成された任意団体で、市長が承認した団体（以下「維持管理団体」という。）に行わせることができる。

3 前項の規定により維持管理団体に業務を行わせるときは、甲乙の二者による当該契約の締結に併せて、甲乙及び維持管理団体の三者で、市民緑地の維持管理に関する協定（以下「維持管理協定」という。）を締結するものとする。

（市民緑地内の施設整備）

第6条 乙は市民緑地に園路、広場、柵、ベンチ等の施設を設置するものとする。

（土地使用上の制限）

第7条 乙は、第5条第1項の各号に掲げる業務の必要上行う最小限度の土地の形質の変更、又は第6条の規定による市民緑地内の施設整備を除いては、甲の承認なしに当該土地の形質の変更を行うことができない。

（禁止行為）

第8条 甲は、契約期間中は、乙の承認がなければ次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 当該土地に使用又は収益を目的とする権利を設定すること。

(2) 当該土地に新たに工作物等を設置すること。

(3) 当該土地の形質の変更を行うこと。

(4) 当該土地において木竹の伐採を行うこと。

(5) 当該土地に物件の堆積を行うこと。

(6) その他当該土地の保全に支障をきたす行為をすること。

(契約に違反した場合の措置)

第9条 甲、乙いずれか一方が当該契約に定める事項に違反したときは、相当の期間を定め当該契約を適正に履行すべき旨を申し入れることができる。

2 前項の期間の経過にもかかわらず、なお、違反の状態が継続しているときは、当該契約の適正な履行のために必要な措置を自ら講じ、又は当該契約を違反した者に対する申し入れにより、当該契約を解除することができる。

3 前項に掲げる措置に要した費用は、当該契約に違反した者が負担するものとする。

(土地の返還等)

第10条 甲は、契約期間中において正当な事由がない限り、乙に当該土地の返還を求めることができないものとする。

2 乙は、当該契約の期間が満了し契約の更新がなされなかつたとき、又は当該契約の解除が行われたときは、当該土地を甲に返還しなければならない。

3 乙は、当該土地の返還に当たつては、原状の回復に努めなければならない。ただし、甲の承認が得られた場合にはこの限りではない。

(協議)

第11条 当該契約について疑義が生じたとき、又は当該契約に定めがない事項について約定する必要が生じたときは甲、乙協議の上、定めることとする。

この契約を証するため、各2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年　　月　　日

甲　　住　所  
　　　氏　名　　　　　印

乙　　千葉市中央区千葉港1番1号  
　　　千葉市  
　　　千葉市長　　　　　印

[ 標準規約 ]

市民緑地の維持管理に関する協定（案）

土地所有者（以下「甲」という。）と、千葉市（以下「乙」という。）及び千葉市市民緑地設置事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第9条第2項の規定による市民緑地維持管理団体（以下「丙」という。）は、市民緑地の維持管理等について、次のとおり協定を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙及び丙は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行しなければならない。

（協定の対象となる土地及び使用）

第2条 甲は、その所有する次の土地（以下「当該土地」という。）を、市民緑地契約書に基づき、市民緑地の土地として乙に無償で貸与するものとする。

所 在 地	地目	面積 (m <sup>2</sup> )	摘要
合計面積			

（維持管理業務の委託）

第3条 乙は、当該市民緑地の維持管理業務の一部を丙に委託することができる。

2 丙は、乙の指示に従い、善良な管理者の注意をもって、市民緑地の維持管理にあたるものとする。

（協定の有効期間）

第4条 当該土地の協定期間は、 年 月 日から 年 月 日までの 年間とし、甲及び乙が別に締結する当該市民緑地の契約期間内とする。ただし、当該市民緑地の契約更新に伴い、当該期間の満了の6月前までに甲及び乙から丙に協定の更新をしない旨の申出をしなかった場合には、引き続き同一条件で更新されるものとする。

（更新拒絶の要件）

第5条 前条のただし書きの申出は、甲が土地の使用を必要とする事情、その他正当な事由があると認められる場合でなければ、することができない。

（施設の整備）

第6条 乙は、当該土地内の別図に示す部分に、園路、広場、柵、ベンチ等の施設を設けるものとする。

（緑地の維持管理等）

第7条 丙は、当該協定期間中、当該土地及び前条に規定する施設を良好な状態に保全するため、次の各号に掲げる維持管理活動を行うものとする。

（1）市民緑地内の清掃、清掃後のごみの袋詰め及び回収場所までの運搬に関する事。

（2）市民緑地内の草刈りに関する事。

（3）中低木の剪定及び簡易な病害虫の防除に関する事。

（4）枯損木、倒木等の処理に関する事。

（5）市民緑地内の施設の損壊等の連絡に関する事。

（6）その他緑地を良好な状態に維持管理をするために必要な行為

2 前項各号のうち、第1号に掲げる清掃等はおおむね月2回以上、第2号に掲げる草刈りはおおむね年2回以上、その他各号に掲げる事項については、必要に応じて隨時行うものとする。

3 丙は、第1項各号に掲げた市民緑地の維持管理業務の実施状況及び現況等を、実施要綱第11条第1項の規定により乙に報告しなければならない。

4 丙は、代表者及び第1項各号の業務を行う維持管理責任者に変更があったときは、乙に速やかに届け出なければならない。

（土地使用上の制限）

第8条 乙は、乙が行う当該市民緑地の維持管理業務、及び乙が丙に委託する第7条第1項の各号に掲げる業務の必要上行う最小限度の土地の形質の変更、又は第6条に規定する市民緑地内の施設整備を除いては、

甲の承認なしに当該土地の形質の変更を行うことができない。

(禁止行為)

第9条 甲及び丙は、乙の承諾なしに当該土地において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該土地に使用又は収益を目的とする権利を設定すること。
- (2) 当該土地に新たに工作物等を設置すること。
- (3) 当該土地の形質の変更を行うこと。
- (4) 当該土地において木竹の伐採を行うこと。
- (5) 当該土地に物件の堆積を行うこと。
- (6) その他当該土地の保全に支障をきたす行為をすること。

(協定に違反した場合の措置等)

第10条 甲、乙、丙いずれかが当該協定に定める事項に違反したときは、相当の期間を定めて当該協定を適正に履行すべき旨を申し入れることができる。

2 前項の期間の経過にかかわらず、なお違反の状態が継続しているときは、当該協定の適正な履行のために必要な措置を自ら講じ、又は当該協定に違反した者に対する申し入れにより当該協定を解除することができる。

3 前項に掲げる措置に要した費用は、当該協定に違反した者が負担するものとする。

(事故への対応)

第11条 丙の維持管理活動中に発生した事故については、丙の責任において処理するものとする。

2 丙の維持管理活動中に事故が発生した場合には、丙は乙に速やかに報告するものとする。

(市民緑地契約の解除)

第12条 乙は、甲から正当な事由により土地の返還の申出があり、かつ、必要と認めるときは、市民緑地契約を解除し、当該土地の部分に係る市民緑地を廃止するものとする。

2 前項の規定により市民緑地が廃止されたときは、当該土地の市民緑地契約の解除と同時に当該土地の部分に係る協定は効力を失うものとする。

3 乙は、市民緑地を廃止したときは、甲及び丙に通知するものとする。

(維持管理協定の解除)

第13条 乙は、丙が当該土地の維持管理業務を適正に行っていないと判断したとき、又は丙が、正当な理由により、当該協定に定める業務を継続しない旨を申し出たときは、当該協定を解除できるものとする。

2 乙は、当該協定を解除したときは、甲及び丙に通知するものとする。

(報償金の交付等)

第14条 乙は、丙の当該土地の維持管理業務が適正に行われていると認めたときは、第2条に規定した合計面積に1平方メートルあたり年額40円を乗じて得た額を交付する。ただし、年度途中で市民緑地契約を締結し、又は当該契約を解除したときは、同項で定める報償金を12で除した数に協定期間の月数を乗じて得た額とする。

2 前項の報償金の交付は、第4条に規定する当該協定の期間にかかわらず、当該市民緑地の維持管理業務の実績によるものとする。

3 丙が、実施要綱第13条各号のいずれかに該当するときは、乙は丙に対し、すでに交付を受けた報償金の全部又は一部の返還を求めることができる。

4 丙の維持管理活動に要する経費は、丙が負担するものとする。

(土地の返還)

第15条 甲は、当該協定の有効期間中において正当な事由がない限り、乙に当該土地の返還を求め、又は当該協定に抵触する使用権の行使を求めることができないものとする。

2 乙は、当該協定の期間が満了し協定の更新がされなかったとき、又は当該土地の使用貸借契約の解除が行われたときは、当該土地を甲に返還しなければならない。

(協議)

第16条 当該協定に疑義が生じたとき、又は当該協定に定めのない事項については、甲、乙、丙協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、各3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

年　　月　　日

甲 住所  
氏名 印

乙 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市  
千葉市長 印

丙 住所  
団体名  
代表者氏名 印

市民緑地標識

<標準案>



600mm

900mm